



物価高に立ち向かう皆さんを応援します！



各務原市



各務原市物価高騰対応融資支援金

物価高騰により経営に影響を受けた市内の中小企業を支援するため、**岐阜県中小企業資金融資制度「経済変動対策資金（中東情勢影響枠）」**もしくは**日本政策金融公庫「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」**の融資を受けている市内事業者などに対し、支援金を給付します。

令和8年

令和9年

申請期間

9月1日 ~ 1月29日

※当日消印有効

対象者

次のいずれにも該当する中小企業者（中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者）

(1) **令和8年4月1日以降に次のいずれかの融資の実行**を受けていること。

ア **岐阜県中小企業資金融資制度「経済変動対策資金(中東情勢影響枠)」**

イ **日本政策金融公庫「経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)」**

(2) 申請日において、市内に本店、本社、主たる事業所を有していること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 各務原市補助金交付規則第3条の3各号のいずれにも該当していないこと。

支援金額

融資の実行金額を100万円で除して得た額に2万円を乗じて得た額（融資額100万円につき2万円）
（※1万円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

※同一融資制度において複数回の申請があった場合には、支援金の合算額が上限を超えてはならないものとする。

※先着順に受け付け、予算額に達し次第、申請受付を終了します。

↓※支援金の額の上限は、融資制度によって異なります↓

**岐阜県中小企業資金融資制度
経済変動対策資金
(中東情勢影響枠)**

支援金上限額

20万円

**日本政策金融公庫
経営環境変化対応資金
(セーフティネット貸付)**

支援金上限額

10万円

事業者



各務原市



支援金給付の流れと必要書類

融資の実行

※令和8年4月1日以降に融資の実行を受けていること



①申請(兼請求)

【申請に必要な書類】

(1) 各務原市物価高騰対応融資支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)

(※各務原市のウェブサイトからダウンロードできます)

(2) 融資に係る金銭消費貸借契約書又は借用証書の写し

(3) 融資が実行されたことが確認できる書類→通帳の写し 等

(4) その他市長が必要と認める書類→融資制度の名称が分かる書類 等



②支援金給付決定・支払い

支援金給付の適否を決定し、決定通知書により申請者に通知。
その後申請者の指定する金融機関の口座に振込

申請方法

オンライン(専用フォーム)または、窓口、郵送で商工振興課へ



←市ウェブサイトはこちら

問合せ
書類提出先



各務原市役所 商工振興課

〒504-8555 各務原市那加桜町 2-186 産業文化センター 6F
☎ 058-383-7236 ✉ syoko03@city.kakamigahara.gifu.jp

